

臼杵市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条—第10条）

第3章 議会と市民との関係（第11条—第13条）

第4章 議会と市長等との関係（第14条—第16条）

第5章 議会の機能強化等（第17条・第18条）

附則

議会並びに議員それぞれの活動の原点は、どのような時代、環境下にあっても市民から負託された役割と責任をしっかりと果たし、期待される成果を収めることである。

地方自治制度における二元代表制の下、首長と対等の機関としての臼杵市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、市民のために最良の意思決定を導き出す重要な責務を担っている。

地方分権社会において地方公共団体の権限や機能が拡大する中、議会の果たすべき役割と責任は一層重要となってきている。

こうした中、臼杵市議会は市民によりわかりやすく、身近に感じられる議会運営、「開かれた議会」の実現を目指し、公正性、透明性、信頼性を確保しながら、二元代表制における議会の権能を十分に発揮していかなければならない。

このため、議員は、不断の自己研鑽と自らの政策立案能力の向上に努め、議員相互の自由な討議を重んじながら、臼杵市議会を構成する一員としての責務を十分に認識して活動していく必要がある。

その責務を全うし、持続的に議会改革を推し進めていくことを市民に約束するため、臼杵市議会の最高規範として、ここに臼杵市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、臼杵市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係、その他の議会に関する基本事項を定めることにより、議会機能を強化し、市民の負託に応え、もって市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊

重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本方針)

第3条 議会は、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、議事機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。
- (2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民参加を推進し、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (3) 議員間討議の活性化に努め、政策立案及び政策提言を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議員相互の討議を尊重すること。
- (3) 市民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の負託に応える議会の在り方を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

(非常時の議会对応)

第5条 議会は、災害などの非常時においても、議会機能を維持しなければならない。

2 非常時の議会の行動基準に関しては、別に定める。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、次の原則に基づき活動するものとする。

- (1) 法令、条例、規則、申合せ事項を遵守すること。
- (2) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。
- (3) 市政の課題並びに政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (4) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。
- (5) 一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努める。

2 議員は、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、市民の負託に応

えるため、政治倫理の向上及び確立に努める。

(議員定数)

第9条 議員定数は、条例で別に定める。

- 2 議員定数を変更するときは、市政の現状、課題、将来展望等を十分に勘案し、議会の権能及び機能が低下することのないよう定める。

(議員報酬)

第10条 議員報酬は、条例で別に定める。

- 2 二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定める。

第3章 議会と市民との関係

(情報公開)

第11条 本会議及び委員会は原則公開し、傍聴しやすい環境に配慮する。

- 2 議会は、視察報告、議案についての賛否など各議員の議会活動についての情報公開を行う。

(市民参加の機会の充実)

第12条 本会議、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民や有識者等の意見を議会の討議に反映させるように努める。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言と捉え、その審議及び調査に当たるものとする。
- 3 議会は、市民と意見を交換する機会を設け、市民の多様な意見等を集約して市政に反映させるよう努める。

(広報機能の充実)

第13条 議会は、その諸活動に関する広報誌を発行する。

- 2 議会は、多様な手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努める。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第14条 議会は、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

- 2 議会は、活動を円滑に進めるため、市長等に対し必要な情報提供を求めるものとする。
- 3 議会における代表質問及び一般質問は、事前通告制とし、当該質問等の論点、争

点を明確にするため、一問一答方式により行う。

(反問)

第15条 議長又は委員長は、本会議等において市長等から反問の申出があったときは、これを許可することができる。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、市政に関する重要な計画等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として、別に条例で定める。

第5章 議会の機能強化等

(議員研修)

第17条 議会は、議員の政策立案能力、政策提言能力等の向上のため、各種の研修を積極的に実施する。

(議会活性化)

第18条 本条例の円滑な運用と見直し、並びに議会の改革及び活性化に継続的に取り組むものとする。この場合において、議会は、委員会等を置くことができる。

2 委員会等の設置について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(白杵市まちづくり基本条例の一部改正)

第2条 白杵市まちづくり基本条例（平成24年白杵市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3章第2節を削る。

第3章第3節中第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第3章第3節を同章第2節とする。

第4章中第12条を第10条とし、第13条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

第5章中第23条を第21条とし、第24条から第27条までを2条ずつ繰り上げる。

第6章中第28条を第26条とし、第29条から第31条までを2条ずつ繰り上げる。

第7章中第32条を第30条とする。